

7 相談・助成・報告・証明等について

7-1 住宅相談・弁護士相談

◎住宅相談

相談は30分間（無料）で予約優先です。

電話で「住まいサポートセンター」（電話番号 6379-1420）へお問合わせください。

相談名	内容	日時・会場
住宅 まちづくり 総合相談	相談員 ◆一級建築士 相談内容 ○住宅の建築やまちづくりに関する相談 ○住宅の耐震・リフォームなどの相談 ○新築・改築・改修（リフォーム・バリアフリー） の計画や設計の相談	●午後1:30～3:30 第2月曜 世田谷総合支所 第1水曜 北沢総合支所 第2・4木曜 玉川総合支所 第1・3金曜 砧総合支所 第2・4火曜 烏山総合支所 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン ●午後6:30～8:30（夜間相談） 第1月曜 三茶しゃれなあどホール ピーナス
不動産 相談	相談員 ◆宅地建物取引士 相談内容 ○借地借家に関する相談 ○不動産取引に関する相談 ○空き家の売買や賃貸に関する相談 ○空き家の管理の相談	●午後1:30～3:30 第1月曜 世田谷総合支所 第2・4水曜 北沢総合支所 第3木曜 玉川総合支所 第4金曜 砧総合支所 第1火曜 烏山総合支所 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン
マンション 相談	相談員 ◆一級建築士 ◆マンション管理士 相談内容 ○マンションの維持管理や大規模修繕の相談 ○マンションの管理組合の運営の相談	●午後1:30～3:30 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン
住まいの 法律相談	相談員 ◆弁護士 相談内容 ○住宅の建築、敷地、不動産取引、相続に関する 権利関係など、住まいに関する法律の相談	●午後1:30～3:30 第1火曜 北沢総合支所 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン
登記相談	相談員 ◆司法書士 相談内容 ○不動産売買や相続に伴う所有権の移転の相談 ○空き家における成年後見や財産管理に関する相談 ○空き家の所有者特定に関する相談	●午後1:30～3:30 第3水曜 北沢総合支所 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン
土地家屋 調査士 相談	相談員 ◆土地家屋調査士 相談内容 ○不動産の表示・測量や調査などに関する相談	●午後1:30～3:30 第4月曜 三茶しゃれなあどホール オリオン

担当	相談予約受付 住まいサポートセンター 月～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始除く） 電話番号 03-6379-1420 ファクシミリ 03-6379-4233 都市整備政策部居住支援課 電話番号 03-5432-2499 ファクシミリ 03-5432-3040
----	--

◎弁護士相談（民法に関すること）—〈お問い合わせ 各総合支所 区民相談室〉

隣り合った敷地や建物に関する「きまり」は、建築基準法ばかりでなく民法にもいろいろな規定があります。建築基準法は、建物について定めた基準ですが、民法は、土地や家屋を介して起こる人と人との問題をどう考えるかについてのルールです。言うなれば話し合いのルールとでも言えましょう。区では、弁護士による無料の相談を行っております。問題解決に向けての法律的な助言・アドバイスを行っておりますので、ご利用ください。

会場・申込先	世田谷総合支所 地域振興課 (区民相談室) 03-5432-2016	北沢総合支所 地域振興課 (区民相談室) 03-5478-8001	玉川総合支所 地域振興課 (区民相談室) 03-3702-4864	砧総合支所 地域振興課 (区民相談室) 03-3482-3139	烏山総合支所 地域振興課 (区民相談室) 03-3326-6304	申し込み方法
弁護士相談 13:30～16:15	水曜日	木曜日	金曜日	火曜日	月曜日	実施日の1週間前 の同じ曜日の9時 から電話で予約

※相談時間 1人25分。該当日が休日の場合は、お休みです。